

金沢美術工芸大学研究科委員会規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢美術工芸大学大学院学則（平成 22 年規則第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 6 条第 5 項の規定により、研究科委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 委員会は、学長が必要と認めるとき、又はその構成員の 3 分の 1 以上の者から文書で会議に付すべき事件を示して請求があった場合に、学長が招集する。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、大学院学則第 6 条第 3 項に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 研究科の研究及び教育の計画に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 学生の試験及び課程の修了に関すること。
- (4) 学生の懲戒に関すること。
- (5) 学位に関すること。
- (6) その他教育研究に関する重要な事項として学長が認めるもの

(大学院運営委員会の設置)

第 4 条 委員会の運営を円滑に行うため、本学に大学院運営委員会を置く。

(準用)

第 5 条 金沢美術工芸大学教授会規程（平成 22 年規定第 29 号）第 3 条、第 4 条、第 6 条から第 11 条までの規定は、委員会の運営等について準用する。この場合において、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。